

遺伝子治療等臨床研究計画申請書

平成 年 月 日



厚生労働大臣 殿

研究機関	所在地	(郵便番号)
	名称	(電話番号) (FAX番号)
	代表者 役職名・氏名	(職印)

下記の遺伝子治療等臨床研究について、別添の研究計画に対する意見を求めます。

記

遺伝子治療等臨床研究の課題名	研究責任者の所属・職・氏名



遺伝子治療等臨床研究計画概要書

申請年月日	年月日
-------	-----

1. 基本情報

研究の名称	
研究実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
多施設共同臨床研究	該当 非該当

2. 研究責任者及び研究機関に関する情報

研究責任者	所属部局の所在地	(郵便番号)	
	所属機関・部局・職		
氏名	(印)		
研究機関	所在地	(郵便番号)	
	名称		
	連絡先	(電話番号)	
研究責任者以外の研究者	氏名	所属機関・部局・職	役割

3. 総括責任者及び総括責任者が所属する研究機関に関する情報（多施設共同臨床研究に該当する場合は、以下の項目を記載すること。）

総括責任者	所属部局の所在地	(郵便番号)
	所属機関・部局・職	
	氏名	

研究機関	所在地	(郵便番号)
	名称	
	連絡先	(電話番号)

4. 総括責任者以外の研究責任者及び当該研究責任者が所属する研究機関に関する情報（多施設共同臨床研究に該当する場合は、以下の項目を記載すること。）

研究責任者①	所属部局の所在地	(郵便番号)
	所属機関・部局・職	
	氏名	
研究機関①	所在地	(郵便番号)
	名称	
	連絡先	(電話番号)

研究責任者②	所属部局の所在地	(郵便番号)
	所属機関・部局・職	
	氏名	
研究機関②	所在地	(郵便番号)
	名称	
	連絡先	(電話番号)

研究責任者③	所属部局の所在地	(郵便番号)
	所属機関・部局・職	
	氏名	
研究機関③	所在地	(郵便番号)
	名称	
	連絡先	(電話番号)

5. 倫理審査委員会の見解

倫理審査委員会が 研究計画の実施を	
----------------------	--

適当と認める理由		倫理審査委員会の長の職名	氏名
			(印)

6. 遺伝子治療臨床研究計画の概要

研究の区分	治療に係る臨床研究	予防に係る臨床研究
研究の目的及び意義		
対象疾患及びその選定理由		
被験者の選定方法及び目標被験者数		
導入する遺伝子及び遺伝子の導入方法		
実施方法		

特殊な投与機器又は医療材料	使用の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	機器等の概要		
特性解析と品質試験の概要			
安全性、有効性及び生体内分布の評価のために実施された非臨床試験一覧			
遺伝子治療等臨床研究の実施が可能であると判断した理由			
情報公開の方法			

被験者が受ける経済的負担の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
被験者が受ける謝礼の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
重篤な有害事象が発生した際の対応		
研究によって生じた健康被害に対する補償の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究実施後における医療の提供について		
業務委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
試料・情報について、同意を受ける時点では特定されない将来の研究への活用の可能性又は他の研究機関への提供の可能性	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
監査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
備考 (共同研究機関の実施状況等)		

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2. この申請書は、正本1通及び副本2通を提出すること。

3. 字は墨・インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
4. 各項目数行程度で簡潔に記載すること。記載欄に記載事項のすべてを記載できない時は、その欄に「別紙()のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5. 多施設共同臨床研究に該当する場合は、備考欄に共同研究機関の実施状況(実施の状況、申請予定等)を記載すること。

研究計画書に係る記載事項チェックリスト

研究計画書に記載しなければならない事項	研究計画書内の主な対応頁*
1 遺伝子治療等臨床研究の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・「O.O.O ×××× (P.OO)」 ・別紙(別添)○○ ・該当なし(△△△のため。)
2 研究責任者及びその他の研究者(他の研究機関と共同して研究を実施する場合には、総括責任者及び共同研究機関の研究責任者を含む。)の氏名並びに当該遺伝子治療等臨床研究において果たす役割	
(1) 研究責任者の氏名	
(2) 研究責任者以外の研究者の氏名及びその担当する役割	
3 研究機関及び共同研究機関の名称及びその所在地	
4 遺伝子治療等臨床研究の目的及び意義	
5 遺伝子治療等臨床研究の実施方法及び期間	
(1) 遺伝子治療等臨床研究を含む全体の治療計画	
(2) 遺伝子治療等臨床研究の実施方法	
① 対照群の設置方法	
② 被験者への遺伝子導入方法(品質、安全性、有効性及び非臨床試験に関する事項を除く。)	
③ 前処置及び併用療法の有無	
④ 臨床検査項目及び観察項目	
⑤ 予測される副作用及びその対処方法	
⑥ 遺伝子治療等臨床研究の評価方法、評価基準及び中止判断基準	
⑦ 症例記録に関する記録用紙等の様式	
(3) 研究期間及び目標被験者数	
6 対象疾患及びその選定理由	
(1) 対象疾患に関する現時点での知見	
(2) 当該遺伝子治療等臨床研究の概要	
(3) 他の治療法との比較及び遺伝子治療を選択した理由	
7 被験者の選定方針	
8 導入する遺伝子及び遺伝子の導入方法	
(1) 開発の経緯	
(2) 導入する遺伝子	
1) 遺伝子治療用ベクターの遺伝子構造	
2) 導入遺伝子の由来及び構造と機能	
3) 発現調節エレメントの構造と機能	
4) 導入遺伝子からの発現産物の構造と機能	
5) その他のエレメント及び翻訳可能領域の配置と機能	
(3) 遺伝子の導入方法	
1) ウイルスベクターを用いて遺伝子導入を行う場合	
イ ウイルスベクターの由来、粒子構造と機能	
ロ ウイルスベクターの製造方法	

	① 製造に用いる原材料	
	② ウイルスベクターの製造に用いるプラスミドやウイルス、細胞等の構築方法及びバンクシステム	
	③ ウイルスベクターの製造工程と工程管理	
2)	ウイルスベクター以外の方法を用いて遺伝子導入を行う場合	
	イ 遺伝子導入方法	
	ロ プラスミドベクター及びキャリアーの作製方法	
	① 製造に用いる原材料	
	② プラスミドベクターの構築方法及びバンクシステム	
	③ キャリアーの構造又は組成（キャリアーを用いて遺伝子導入する場合）	
	④ プラスミドベクターの製造工程と工程管理	
(4)	被験者に投与する最終産物の組成	
9	特性解析と品質試験	
(1)	ウイルスベクターや非ウイルスベクターの特性解析と品質試験	
1)	特性解析	
2)	感染性因子に関する試験	
	① 無菌試験（細菌及びカビの試験）	
	② マイコプラズマ否定試験	
	③ 迷入感染性因子（ウイルス）試験	
	④ 増殖性ウイルス試験（ウイルスベクターの場合）	
3)	純度試験（不純物試験）	
4)	力価・生物活性（導入遺伝子の活性を含む。）	
5)	含量（投与における物理量等）	
6)	製品の特性に応じて実施する試験	
7)	安定性	
10	被験者への投与に用いられる特殊な機器や医療材料	
11	非臨床試験における安全性及び有効性の評価	
(1)	臨床的有効性を予測するための試験	
(2)	生体内分布	
(3)	非臨床試験における安全性の評価	
1)	一般毒性	
2)	その他	
	① 免疫原性	
	② 造腫瘍性	
	③ 生殖細胞への意図しない組込みリスク	
	④ 併用療法における安全性評価	
(4)	非臨床試験の成績の総括	
12	遺伝子治療等臨床研究の実施が可能であると判断した理由	
13	第二十二に規定するインフォームド・コンセントを受	

	ける手続等（同規定による）及び同意に関する事項を含む。）	
14	個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法を含む。）	
15	被験者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策	
16	試料・情報（研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法	
17	研究機関の長及び倫理審査委員会への報告内容及び方法	
18	研究の資金源等、研究機関の遺伝子治療等臨床研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者の遺伝子治療等臨床研究に係る利益相反に関する状況	
19	遺伝子治療等臨床研究に関する情報公開の方法	
20	被験者等及びその関係者からの相談等への対応	
21	代諾者からインフォームド・コンセントを受ける場合には、第二十三の規定による手続（第二十二及び第二十三の規定による代諾者の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む。）	
22	インフォームド・アセントを得る場合には、第二十三の規定による手続（説明に関する事項を含む。）	
23	被験者に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容	
24	重篤な有害事象が発生した際の対応	
25	遺伝子治療等臨床研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容	
26	被験者への遺伝子治療等臨床研究の実施後における医療の提供に関する対応	
27	遺伝子治療等臨床研究の実施に伴い、被験者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、被験者に係る研究結果（偶発的所見を含む。）の取扱い	
28	遺伝子治療等臨床研究に関する業務の一部を委託する場合には、当該業務内容及び委託先の監督方法	
29	被験者から取得された試料・情報について、被験者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供される可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容	
30	第三十四の規定によるモニタリング及び監査の実施体制及び実施手順	
31	その他必要な事項	

※ 各「研究計画書に記載しなければならない事項」について、研究計画書内の主な対応頁を記載すること。対応する別紙や別添資料がある場合はそれらの名称を記載すること。また、研究計画書に記載しなければならない事項について、当該研究計画書に該当する項目がない場合は、「該当なし」と記入すること。

なお、各研究計画書に記載しなければならない事項について、上記以外に特筆すべき内容がある場合は、各事項欄に簡潔に追記すること。